

# 他区の景観計画について

## 1 区内（8区）の景観計画の理念・目標等と景観形成基準の構成比較

自治体 策定年	板橋区景観計画 平成 23 年 8 月	練馬区景観計画 平成 23 年 7 月	江戸川区景観計画 平成 23 年 4 月	品川区景観計画 平成 22 年 12 月
区全体の 理念・目標 および 地域別の方針等	<p><b>景観計画の目標</b> “ひと、もの、まち”が バランスよく調和した景観づくり</p> <p><b>方向性</b> ①武蔵野台地の崖線や石神井川などの河川といっ た板橋らしさの表れた自然を大切に、水と緑の うるおいのある景観を保全する ②板橋宿や街道沿いの史跡、崖線及び周辺の寺社群 などの歴史・文化的な景観資源を保全するととも に、これらの景観資源と調和した周辺景観を創出 する ③多様な用途が調和し、緑あふれる、暮らしやすく 誇りを感じる街並みを保全・創出する ④区と区民・事業者による協働した景観づくりを通 じ、区民や事業者による主体的な景観づくりへの 取り組みを実現する</p>	<p><b>目標</b> 歩きたくなるまち 住みつけたいくなるまち ねりま</p> <p><b>基本的考え方</b> ①ねりまの「みどり」を活かした景観づくり ②都市をイメージするための景観づくり ③心地よい暮らしとまちを彩る景観づくり ④みんなで取り組む景観まちづくり</p> <p><b>景観づくりの方針</b> ・みどりが映える景観づくり ・都市の骨格を際立たせる景観づくり ・心地よい住まいの景観づくり ・にぎわいを育む景観づくり ・身近な景観資源を活かした景観づくり ・協働、連携による景観まちづくり</p>	<p><b>目標</b> 水と緑に育まれた、多様な「江戸川らしさ」を 活かした景観まちづくり ～まちを元気にする計画～</p> <p><b>基本方針</b> ①水に親しみ、緑を育もう ②これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう ③住み良く心地良いまちなみを育てよう ④生き生きとしたまちの表情をつくろう ⑤区民の想いを活かし協力して進めよう</p> <p><b>大景観区（地域別のテーマ・方針）</b> *区内を6つの地域に分け、江戸川らしさを活か した景観まちづくりのテーマ・方針を示す。 小松川・平井地域 中央地域 葛西地域 小岩地域 鹿骨地域 東部地域</p>	<p><b>基本理念</b> みんなで 伝え 創り 育てる 品川の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝え さらに東京の表玄関となる都市の景観を創りだし 区民が愛着を感じるふるさとしながわを育てる</p> <p><b>景観まちづくり基本方針</b> ①歴史あるまちの景観の再生と活用 ②安らぎを感じる水辺・緑環境の保全と整備 ③生活に密着した住宅景観の保全と誘導 ④活力に満ちた賑わいや調和のとれた景観の創出 ⑤新しいまちの景観の整備と誘導</p>
	<p><b>景観形成基準</b></p> <p><b>一般地域</b> *区全域のうち景観形成重点地区を除く地域を示 し、景観形成の基本方針に基づき、区全体の景観 のポトムアップを図ることを目的とし、特に周辺 の景観に影響を及ぼしやすい一定規模以上の建 築物や工作物等を対象にした景観形成基準に基 づく規制・誘導</p> <p><b>景観形成重点地区</b> *地区特性を生かした良好な景観の形成を図るた め、地区独自の景観形成の方針を設定。これらの 方針を踏まえ、景観形成重点地区にふさわしい届 け出対象行為を定め、地区独自の景観形成基準に 基づく規制・誘導 ①板橋崖線軸地区 ②石神井川軸地区</p>	<p><b>区域別景観まちづくり</b> *景観構造や市街地の特性に応じて区域区分し、区 域ごとの景観まちづくり方針、及び建築物の建築 や開発等届け出対象行為に係る基準を設定。 ①石神井川景観軸 ②白子川景観軸 ③田柄川緑道景観軸 ④幹線道路の景観軸 ⑤ゆとりある住まい景観ゾーン ⑥街なか住まい景観ゾーン ⑦にぎわい景観ゾーン</p> <p><b>地区固有の景観まちづくり</b> *区のシンボルとなる地区や、地域住民の発意、ま ちづくりの動向にあわせて景観まちづくりに取 組む地区を「景観まちづくり地区」として指定し、 地区固有の景観まちづくりを進める。 ①練馬駅南地区（約 6.1ha） ②石神井公園周辺地区（約 81.8ha）</p>	<p><b>一般地域</b> *景観軸・景観拠点を除いた地域を一般地域とし、 景観上周囲に対する影響が大きい一定規模以上 の建築物等に対して基準を設定</p> <p><b>景観軸・景観拠点</b> *区の顔となる景観上重要な地域を景観軸・景観拠 点に指定し、基準を定め、重点的に景観形成を進 める。 ・臨海景観拠点（1 拠点） ・大河川景観軸（4 軸） ・親水河川景観軸（2 軸） ・親水公園景観軸・親水緑道景観軸（22 軸） ・道の景観軸（11 軸） ・駅の景観拠点（9 拠点） ・公園の景観拠点（5 拠点） ・農の景観拠点（1 拠点）</p>	<p><b>市街地の区分による景観形成</b> *市街地の土地利用状況に応じて区内を7つに区 分しそれぞれに基準を設定（区分は用途地域に基 づく） ①低層住宅市街地 ②住宅等市街地 ③住工共存市街地 ④工業市街地 ⑤商業市街地 ⑥幹線道路沿道市街地 ⑦臨海部市街地（臨海景観基本軸）</p> <p><b>重点地区の指定による景観形成</b> *地域固有の資源や個性を活かして、きめ細やかな 景観形成を図る地区を重点地区に指定し、地域独 自の基準を設定。 ①水辺景観形成特別地区 ②重点地区「旧東海道品川宿地区」 ・重点地区内を3地区に分け、方針・基準を設定</p>

自治体 策定年	杉並区景観計画 平成 22 年 4 月	目黒区景観計画 平成 22 年 3 月	墨田区景観計画 平成 21 年 10 月	港区景観計画 平成 21 年 8 月
区全体の 理念・目標 および 地域別の方針等	<p><b>将来像</b> みどり豊かな美しい住宅都市、「杉並百年の景」</p> <p><b>基本理念</b> ①ゆとりと一体感のあるみどり豊かなまちなみを継承します ②潤いと憩いの場を提供する水辺空間を創出します ③鉄道沿線・駅周辺に広がる個性豊かなまちなみづくりを進めます ④人々が織りなす賑わいや文化のかおりを伝えます</p> <p><b>地域別（ゾーン別）の景観まちづくりの方向性</b> ・区内を 14 ゾーンに分け、ゾーンの特徴と景観まちづくりの方向性、景観特性を示している (上井草、下井草、西荻北、西荻南、荻窪北、荻窪南、阿佐谷、成田、高円寺、和田・堀ノ内、高井戸西、高井戸東、永福、方南・和泉)</p>	<p><b>基本目標</b> 愛着が生まれる細やかな景観づくり</p> <p><b>具体的な目標</b> ①優れた景観資源の活用 ②目黒区の地域特性を活かした街並み形成 ③住宅都市の魅力を高める景観形成 ④目黒区のイメージ向上としての景観形成</p> <p><b>良好な景観形成に関する方針</b> ①豊かな自然環境や歴史とふれあえる街づくり ②身近な生活空間の魅力の向上 ③地域の特徴を活かした街並みづくり ④楽しく歩ける道づくり ⑤イメージしやすく、わかりやすい街づくり</p>	<p><b>景観まちづくり像（テーマ）</b> 水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる “すみだ風景づくり”</p> <p><b>景観まちづくりの基本目標</b> ①歴史と自然を活かした下町らしい個性豊かな景観まちづくり ②区民が世界に誇れるおもてなしの心を育む風格ある景観まちづくり ③生活の場としての親しみとやすらぎのある景観まちづくり ④区民等とともに考え・創成するすみだらしい景観まちづくり</p> <p><b>景観まちづくりの基本方針</b> ①都市的自然（水辺、公園、緑）を保全し、まちづくりに活かす ②新しいまちづくりと連動・調和して質の高い空間を創出する ③これまでに培われてきた歴史・文化をまちに表現する ④区民、事業者、区が一体となって、継続性のある景観まちづくりに取り組む</p>	<p><b>景観形成の基本方針</b> ①水と緑のネットワークを強化し、潤いのある景観形成を進める ②歴史や文化を伝える景観を守り・生かす ③誰もが楽しく歩ける、にぎわいや風格のある通りを創る ④地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む ⑤区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する</p>
	<p><b>一般地域</b> *景観形成重点地区以外の地域。市街地特性別に景観づくりを行う。市街地特性により4つに区分し、それぞれに方針を示し、共通の基準を設定 ・住宅地系（低密度住宅地、中低密度住宅地） ・商業地系（駅周辺等の商業地、幹線道路沿道）</p> <p><b>景観形成重点地区（水とみどりの景観形成重点地区）</b> *重点的に景観づくりを進める地区を景観形成重点地区に指定し、基準を設定。 ＜景観形成重点地区＞ ・善福寺川・神田川・妙正寺川沿い周辺地区 ・玉川上水沿い周辺地区</p>	<p><b>全区における景観誘導</b> ①<b>基本基準（市街地特性に応じた基準）</b> *区全域を市街地特性に応じて3つの地域に区分し、それぞれの地域に対応した基準を設定 ・「住宅地」「住工混在地」「商業地」 ②<b>立地基準（景観資源等の周辺で配慮すべき基準）</b> *公園や歴史的資源など、区の顔となる景観資源の周辺で建築行為等を行う場合の基準 ＜立地特性に応じた基準を定める場所＞ ・歴史資源周辺      ・公園周辺 ・緑道周辺              ・幹線道路等沿道 ・広域生活拠点周辺</p> <p><b>特定区域における景観誘導</b> *重点的に景観形成を推進する区域を特定区域として位置づけ、個別の方針や基準を設定 ①<b>景観軸特定区域</b> ・目黒川沿川景観軸特定区域 ・山手通り沿道景観軸特定区域 ・目黒通り沿道景観軸特定区域（現在は、基準なし） ②<b>景観街づくり特定区域</b> ・住民の街づくりの機運の高まりにあわせて区域指定（現在は無し）</p>	<p><b>一般地域</b> *区全域のうち、特定区域以外の区域を一般地域とし、基準を設定 ①北部地域      ②南部地域</p> <p><b>特定区域</b> *先導的に景観まちづくりに取り組むべき、または既に取り組んでいる区域を指定し、基準を設定。 ①<b>景観軸</b> ・水と緑の景観軸 ・コミュニティ景観軸 ・新タワーの眺望軸 ・景観ネットワーク ②<b>景観拠点</b> ・都市景観拠点 ・歴史・文化景観拠点</p> <p><b>景観形成重点地区</b> *詳細な基準等を設けるなどにより、景観形成を推進する地区 *現在、指定なし。</p>	<p><b>一般基準</b> *区全域を対象にした共通の基準</p> <p><b>景観特性基準</b> *坂道や歴史的建造物など、港区の景観特性がよく表れる場所による基準 ・「坂道沿い」「寺社・歴史的建造物周辺」 「交差点・駅周辺」「商業地」 「閑静な住宅地」「古川沿い」</p> <p><b>景観形成特別地区</b> *港区の景観の骨格を形成するために重要な地区（景観形成特別地区）の基準 ①青山通り周辺景観形成特別地区 ②三田通り周辺景観形成特別地区 ③大門通り周辺景観形成特別地区 ④プラチナ通り周辺景観形成特別地区 ⑤有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区 ⑥芝公園周辺景観形成特別地区 ⑦神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区 ⑧環状2号線周辺景観形成特別地区 ⑨浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区 ⑩水辺景観形成特別地区</p>
景観形成基準				